

令和5年12月31日以前に贈与した場合

R2.5.2	R3.7.4	R5.9.3	R6.3.5
贈与	贈与	贈与	相続開始
1,500万円	①1,000万円	②2,000万円	
加算×	加算	加算	

相続財産に加算される金額

相続開始前3年以内（R3.3.5～R6.3.5まで）
に贈与された金額を加算

①1,000万円+②2,000万円=3,000万円

令和6年1月1日以後に贈与した場合①

R6.1.1	R7.1.5	R8.2.3	R8.12.31
贈与	贈与	贈与	相続開始
①1,500万円	②1,000万円	③2,000万円	
加算	加算	加算	

相続財産に加算される金額

相続開始前3年以内（R5.12.31～R8.12.31まで）
贈与された金額を加算

①1,500万円+②1,000万円+③2,000万円=4,500万円

令和6年1月1日以後に贈与した場合②

R6.1.1	R7.1.5	R8.2.3	R13.1.1
贈与	贈与	贈与	相続開始
①1,500万円	②1,000万円	③2,000万円	
加算	加算	加算	

相続開始前3年超～7年以内の
期間について100万円控除

相続財産に加算される金額

相続開始前7年以内（R6.1.1～R13.1.1まで）
贈与された金額を加算

①1,500万円+②1,000万円+③2,000万円=4,500万円

相続開始前3年超～7年以内（R6.1.1からR10.12.31まで）
について100万円控除

【(①1,500万円+②1,000万円)-100万円】+③2,000万円=4,400万円